

【第6号議案】

認定NPO法人ポラーノ定款 新旧対照表 (案)

変更前	変更後	備考
<p>第1章 総則</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を広島県広島市中区南吉島一丁目2番37号に置く。</p> <p>2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を広島県呉市広中新開二丁目6番37号、広島県広島市安佐南区相田一丁目6番26号、東京都千代田区岩本町3丁目1番9号 リブラ岩本町I6F、岡山県岡山市北区今岡319番地32、山口県山口市小郡下郷1437番地4 201号、愛媛県松山市北斎院町159番地1に置く。</p>	<p>第1章 総則</p> <p>(事務所)</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を広島県広島市中区南吉島一丁目2番37号に置く。</p> <p>2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を広島県呉市広中新開二丁目6番37号、広島県広島市安佐南区相田一丁目6番26号、山口県山口市小郡下郷1437番地4 201号に置く。</p>	<p>従たる事務所の閉所（東京都、岡山県、愛媛県）による。</p>